

令和4年第7回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年6月10日					
招集の場所	嘉麻市役所5階会議室					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和4年6月10日 10時30分	開会宣言	縄 田 緑			
	閉会 令和4年6月10日 11時50分	閉会宣言	縄 田 緑			
付議案件	<p>① 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について (3 件)</p> <p>② 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について (1 件)</p> <p>③ 議案第22号 農用地利用集積計画(案)の決定について (28 件)</p> <p>④ 議案第23号 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会の推薦について</p> <p>⑤ 議案第24号 嘉麻市農業再生協議会委員の推薦依頼について</p> <p>⑥ 議案第25号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>⑦ 議案第26号 令和4年度最適化活動の目標設定について</p> <p>⑧ 通知第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について (1 件)</p>					
出席及び欠席	出席14名			欠席1名		
議事録署名委員	7 番	添 田 實	8 番	山 崎 健 一		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	松 尾 典 子	庶務係長	犬 丸 貴 弘		
	主 任	尾 籠 拓 自				
農業委員 出席状況	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	武 田 陽 一	○	9	田 中 久	○
	2	山 田 恵 子	○	10	松 尾 孝 嗣	×
	3	嶋 田 尋 美	○	11	品 原 勇 二	○
	4	田 子 森 富 雄	○	12	井 手 勇	○
	5	中 嶋 誠	○	13	中 村 由 美	○
	6	藤 島 進	○	14	縄 田 緑	○
	7	添 田 實	○	15	縄 田 精 二	○
	8	山 崎 健 一	○			

	担当地区	氏名	出欠	担当地区	氏名	出欠
農地利用最適化 推進委員 出席状況	屏	靱井 常喜	○			
	大力	手嶋 好幸	○			
	下臼井	坂本 高行	×			
	牛隈	松本 隆二	○			

第7回嘉麻市農業委員会総会（令和4年6月10日）

事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。

本日の出欠状況をご報告いたします。

在任委員15名中、出席者14名、欠席者10番 松尾委員の1名であり、過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い、本総会は成立しておりますのでご報告いたします。

【配布資料の確認】

事務局 それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。

副会長 只今より、令和4年第7回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局 続きまして「農業委員憲章」の朗読でございます。
ご起立をお願いいたします

会場 【農業委員憲章朗読】

事務局 ご着席下さい。
会長挨拶をお願いいたします。

会長 【会長挨拶】

事務局 議事進行に入ります前に、資料の修正がありますので9ページをお願いいたします。
利用権設定番号7の縄田会長の案件は都合により取り下げられましたので削除をお願いいたします。

また、お願いがございます。

議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いいたします。

それでは、会長より議事進行をお願いいたします。

議長 本日の議事録の署名の委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご

異議ございませんか。

会 場 【異議なしの声】

議 長 署名委員を7番の添田委員と8番の山崎委員にお願いします。
それでは、議事に入ります。議案第20号を議題といたします。

事 務 局 それでは1ページをお願いいたします。
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和4年6月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

農地法第3条関係審議表番号1

申請地：嘉麻市〇字〇〇〇〇〇〇番〇 地目：畑 地積計：575㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (68)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (68)

譲受人耕作地 自作地：7,169㎡ 借入地：なし 計：7,169㎡ 貸付地：なし

申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地 自作地：2,085㎡ 借入地：なし 計：2,085㎡ 貸付地：なし

申請事由：規模縮小

権利内容：所有権移転 売買

議 長 審議番号1番について、事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 今月は、農地法第3条関係におきまして、3件の申請が出ております。
それでは、2ページをお願いいたします
この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が、譲渡人の〇〇 〇〇氏より売買で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地4,000㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われれます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしく願いいたします。資料といたしまして、1ページに位置図、2ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 審議番号1について、地区担当：靱井推進委員に説明をお願いいたします

靱井推進委員 5月19日に売買による所有権移転の相談がありまして
申請地は嘉麻市〇字〇〇〇〇〇〇番〇 地目は畑 面積は575㎡
譲渡人、譲受人は従兄弟関係で
申請地においては管理された畑でございました。
特別問題はありませぬのでご審議お願いいたします

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんでしょうか。

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので、採決に入ります。
審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで、推進委員の交代をお願いします。

農地法第 3 条関係審議表番号 2

申請地： 嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番 外 3 筆 地目：田 地積：3,020 m²
嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番 外 2 筆 地目：畑 地積： 323 m²
申請人譲受人：〇〇市〇区〇〇〇 〇-〇-〇-〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 (40)
申請人譲渡人：被相続人 〇〇 〇〇 相続財産管理人 〇〇 〇〇〇 (弁護士)
譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：27,159.42 m² 計：27,159.42 m²
貸付地：なし 申請事由：規模拡大
譲渡人耕作地 自作地：3,343 m² 借入地：なし 計：3,343 m²
貸付地：なし 申請事由：農業廃止
権利内容：所有権移転 売買

議 長 続きまして、審議番号 2 番について、事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇〇 〇〇〇氏が、譲渡人であります被相続人 〇〇 〇〇
相続財産管理人 〇〇 〇〇〇 (弁護士) 氏より売買で取得するものであります。嘉麻
市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m²をクリアしており、周辺地域との関係
も特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資
料といたしまして、3 ページに位置図、4~6 ページに申請地図を添付しております。
以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 2 番について、地区担当：手嶋推進委員に説明をお願いいたします

手嶋推進委員 まず状況の方から説明させていただきます
〇〇 〇〇さんより〇〇〇 〇〇〇さんが購入されたということで

競売による購入で、土地を一括で購入する必要があったそうで
土地および家も含めて購入されたと聞いております

〇〇の方には1年くらい前から住んでらっしゃるそうです
今後についてなんですが、3年くらい前から農業を始められており
4月から本格的に農業を始める予定とのことですよ

〇〇〇〇〇〇さんについては現在、〇区に家族がいらっしゃるそうですが農業を始める
にあたって軌道に乗った時点で家族を呼びたいとおっしゃっております

英語の先生をされていたということで
〇〇の小学校の先生という経歴をお持ちという方です
近隣との関係も今のところ〇〇〇〇〇〇さんおひとりです
良好のようです
ご承認をよろしくお願いいたします

議 長 審議番号2番についてご質問はございませんでしょうか。

田 中 委 員 年はおいくつくらいですか？

手嶋推進委員 40歳です

田 中 委 員 農機具あたりは自分で持ってありますか？

手嶋推進委員 その辺りまでは確認がとれておりません。

嶋 田 委 員 会長、付け加えておきますが
〇〇〇くんはバイタリティがあり、農業が好きな方でありまして
うちの地区の田んぼを約8反程度借入しており、利用権設定して
毎日田んぼに来るので話しますが、まだまだ元気で友人とも協力してやっております
のでわたしはよろしいと思います。

議 長 他に質問ございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので、採決に入ります。
審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

農地法第 3 条関係審議表番号 3

申請地：嘉麻市〇〇〇字〇〇 〇〇番〇 外 1 筆 地目：田 地積：691 ㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇-〇 〇〇 〇〇 (49)

申請人譲渡人：〇〇市〇〇 〇〇〇-〇 〇〇 〇 (86)

譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし 貸付地：なし

申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地 自作地：10,647 ㎡ 借入地：なし 計：10,647 ㎡ 貸付地：なし

申請事由：農業廃止

権利内容：所有権移転 売買

議長 続きます、審議番号 3 番について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が、譲渡人であります〇〇 〇氏より売買で取得するものであります。議案第 22 号の農用地利用集積計画にて 3,413 ㎡の賃貸借の設定を申請しており、嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 ㎡をクリアする予定です。周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、7 ページに位置図、8 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 続きます、審議番号 3 番について、地区担当：坂本推進委員が所用で欠席のため事務局の説明で以上となります
審議番号 3 番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きます、議案第 21 号を議題といたします。
審議番号 4 番について、事務局に説明をお願いいたします。

農地法第5条第1項関係審議表番号1

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇〇〇番〇 外8筆 地目：田 地積：8,014㎡

嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇番〇 外2筆 地目：畑 地積：703㎡

申請人譲受人：株式会社〇〇〇〇〇〇 〇〇本部 代表取締役 〇〇 〇〇

申請人譲渡人：〇〇 〇〇〇 外7名

転用目的：太陽光発電設備設置

契約の種類：所有権移転売買

農地区分：第2種農地

事務局

それでは3ページをお願いいたします。

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。

令和4年6月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

この申請は、譲受人の株式会社〇〇〇〇〇〇 〇〇本部 代表取締役 〇〇 〇〇氏が譲渡人であり、〇〇 〇〇〇 外7名より売買で取得し、太陽光発電設備設置として転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われまます。資料といたしまして、9ページに位置図、10ページに申請地図、11ページに土地利用計画平面図、12～13ページに縦横断面図を添付しております。以上でございます。

議長

審議番号1番について、地区担当：松本推進委員に説明をお願いいたします。

松本推進委員

嘉穂地区担当の松本です

さきほど事務局からご説明ありましたが、

農地転用の理由としましては太陽発電設備の設置ということですが

先日業者の方から連絡受けまして、地権者全員の合意がとれた

ということで報告を受けています

特別問題はないようですのでご審議のほどよろしくをお願いいたします

議長

只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。

審議番号1番について、ご質問はございませんでしょうか。

武田委員

これ太陽光ができるということで環境的に何も問題はないのですか？

周辺地域の合意があったとしても、例えば九州各地でも

山林等を伐採して太陽光を設置しているわけですよね？

水害とかそういった問題もありますし、

太陽光は外から来られる業者であり、嘉麻市自体がこういった状態で農地を潰して太陽光を設置して問題はないのですか？

副 会 長 さきほど現地確認に同行しました。
本日、西日本新聞の記事では災害の危険性の高い場所として
小さな山とか高いところを切り開いて太陽光を設置した場所は
災害の確立が高いという掲載内容がありました。
こちらは田んぼで平地です。
管理する方が本当にいないということで地権者がここをあたっているんだと思います
雑草などもしげっており、利用などが難しい場所でした

武 田 委 員 災害ではなく環境的には？

副 会 長 周辺の同意は得ています。

議 長 環境的に問題はないかと思います。周辺地域でも太陽光の設置はありましたので

武 田 委 員 昔の炭鉱の跡地にすでに太陽光設置が見受けられますが
そういった場所は使えないので問題ないかと思います
ただこちらは住宅地の中になっていますので。

副 会 長 谷間という位置あいです

山 崎 委 員 ちょっとよろしいですか？
農地が荒れているといった現状が最初の問題ではないでしょうか？
そもそもそういった農地を作らないように指導していくことが農業委員会の役割とし
てあると思います。
太陽光発電しかないような状況になってしまっていること、そこに至るまでに問題があ
るのではないか？
またその上、このような大きな規模の太陽光を作るという事で
そういった宅地の中で、しっかりとした管理が必要であると思われるのですが
その辺りの管理状況はどうなっているのでしょうか？
周りみな宅地ですので、住民のみなさんに迷惑がかからないようにしっかりと管理して
いただきたい

藤 島 委 員 太陽光に関しては、県も許可しているわけですし
きちんと調べたうえでそういった判断になっているのだと思いますが
さきほど、現地確認にいった時も少し見ましたが
作った後すぐ中国系の資本が介入してきてしまうのではないかと。
そういった場合すぐ売れてしまいます
そういったことも見極めてもらう必要があるかと思います
こういった経緯で入って来るのかも不明ですので

武 田 委 員 今の件に関してですが、嘉麻市内も太陽光大きなところがありまして、福岡県内にもた

くさん太陽光発電あります
このうちの3分の1は外資が入ってきています
中国系だけに限ったことではなく、つくったその土地は、転売という状況はあります
中国等が視察へ来て、土地を買うとすると
日本国内の土地を販売しているということになってしまう
一、業者として販売はしているとはいえ。
例えば、作れないのであれば、宅地にする方法が一番です
宅地販売の方が人口を増やすことができますので

松本推進委員 宅地にしたとしてもあの周辺はイノシシの目撃情報も多く、近隣住民も夜は出歩く際の危険を感じておられる

武田委員 荒れさせているので発生確認が増えるのであって、きちんと管理すれば出なくなるのではないのでしょうか
あの辺りにお住まいの方はたくさんいらっしゃるなのでその辺りは住民で管理をしていくところで
農地ならば農地、宅地ならば宅地というところでなにか考えていかないと太陽光にして収益を上げて嘉麻市の税収入になるのですか？

中嶋委員 中嶋です。碓井地区担当ですが、私の近隣でも草刈りもしてきちんと管理されておるところでなぜ売れたかということ
田んぼを作る後継者がいないわけです。
年をとって、そのため会社が来れば、売るということになり周りもいいですよ。
今技術進歩もしていますので環境にはあまり問題はないのではないかと。
反射するなどと言われていましたが、パネル自体もう反射はしていません。
息子宅も屋根にパネルを乗せていますが、見た目は本当に瓦のようで。
環境には問題は特段ないかと思えます。

松本推進委員 先ほど山崎委員の方からご指摘あったのですが、業者の方の説明によりますとしっかりとした基礎工事を行い土台作りに力を入れるとのことで安心していただきたいと意見をもらっています
農道とか水路は潰さずにそのまま工事をされるという事で付け加えて説明させていただきます

井手委員 わたくしの近所でも自分の土地は後継者がいない
草刈も難しいといった状況で
仮契約をしているといったことがありまして。
地元でわたしも売るなど貸すなどは言えない
またもう一件別に、ため池がありまして山の斜面を伐採して太陽光を設置するという話が市を通してわたしのもとにきました
木を切ると水を吸収しないので、こういった施工をするのか

防草シートを張り、水の流用でため池にどのくらい入って来るのか
そういったことを市の担当者、業者に計算上の数値の提示を求めましたが、
それでハードルが高かったため業者が諦めたという経緯があります
斜面や水の流用をきちんと計算しておく必要があると思います
今日の議案の場所は、田んぼで平地ですのでそこまでは言えないのですが
ああなる前に手を講じなければならなかったということだと思います

武田委員

電気を運ぶ電柱を作る必要もある。
碓井のカントリークラブの辺りでも
飯田の下臼井の周辺、両サイドに電柱が立ち並んでいるところがある。
そういった同じような状況がこの地区周辺に起こると思います。
そういったところまで話が進んでいないのではないかと。
太陽光をこういったかたちで設置するというだけで
電柱をどういったかたちで立てるといった話は出ていないと思う
農業委員会だけでOK出すというだけではないと思う
嘉麻市全体として、議会の方にもだしていく必要があるのではないかと。

嶋田委員

農業委員会が否決した場合は、知事の方に出すのですか？県に出すのか？支局部？

事務局

県の方に提出します
農業委員会が「否」ということで、意見書をつけて県の方へ提出するかたちです

嶋田委員

この地区の、行政区の中で話合うことがおそらくあったと思う。
協力金かなにかがでているのではないかと考えられます
碓井地区ではだいぶもめた経緯がある
まずは、電線をどこからどこへ引いていくのかと。
飯田の方は電柱が多く建った。
向こうからの説明は受けた際、それをしない方法はないのかと言っても
地下に埋めるといったことはまずできないと。
終点は下臼井
下臼井の変電所がある前、県道沿いです
そこに電気を充電している
その辺りの区長さんたちが集まって、協議をして最終的には許可を出した。
そのためには協力金をいただいた等の状況が推測されます。
今回の場合は、わたしたちには分かりませんので
この方々が土地を売らなかつたら家がとても困る等の事情が分かりかねるので
判断がどうしようもいきません
ここで決定するわけにはいきませんので
否決したとあって、県に申請した場合この方たちも困ることになるのではないですか？
もう少し議論をするのはどうですか？

田子森委員 農業委員会からは、決定ではなくこういった意見が出ているということで県に出してもらうのは可能ですか？

議 長 事務局どうですか？

事 務 局 許可相当か不許可という意見をつけて、県の方へ提出いたしまして県の方は許可基準と法律関係に基づいて判断しますのでうちが否決と出しても県が許可をするといったことはあります裁判等になっても負けてしまうことが想定されると県が許可を出すということはありません

副 会 長 継続審議もできますか？

嶋 田 委 員 否決といった決定ではなくただこの問題に関しては、継続して審議していくといったことで上へあげてくださいここで採決をしなくてもその次の総会でまた採決をすればいいのではないですか？

議 長 では、この件に関しては継続審議にするということによろしいですか？

武 田 委 員 一点いいですか？先ほど地域の方は、ok 出していると言っていましたか？もうひとまわり外側の上牛隈に近い近隣の方などはいかがなんでしょうか。区長さんなどに確認を取りながら地区で話をしてもらい必要もあるかと宅地に変更するとかなら問題はないと思います。

藤 島 委 員 建設条件などは地元で会社が説明していくのでしょうか？

武 田 委 員 そうですね。どこまでできているのかわかりませんが。

議 長 了解を得ている範囲というのは規定があるのではないかと思います。

嶋 田 委 員 継続審議にするのであればその理由を上へあげないといけないので、みなさんの意見を伺っている限り、賛成も反対もあるかと思いますが、早めの決断をしないとこの方々も困るのではないかと継続審議となれば時間を必要とするので、この方々の生活もあるので早めに考えていくことはどうでしょうか？

山 崎 委 員 継続審議の流れを教えてください。今日、現地確認は行っておられる方といかれていない方がいるので全員で今一度現地確認を行ってその上で審議をしたらどうかというのが私の要望です

井手委員 太陽光問題について、条件面のところなんですけど面積が小さければ市の許可で、大きければ県の許可ということですか？私は現時点では仕方がないと思っている方なのですが、県の方では書類がそろえばokを出せるというのが県や行政の立場なのかなと。後の結果は悪いことも何も問題がないこともある市議会でも県議会でもこういった問題は真剣に考えてこのまま野放しでいいのかということ議論してもらおうという提言を農業委員会からすべきではないか農地関係は農業委員会に案件がくるでしょうけれども嘉麻市全体の将来像を描いて、市議会等で議論してもらおうことが必要になってくる。現時点で言えば、許可せざるを得ない継続審議にしても同じような論議になってしまうのではないかと。現地を見ましたが、地元の方も土地を持っている方も同意しているのであればしかたがないのではないかと考えます

副会長 承認するにしても太陽光は3分の1が外資系が入ってしまうという事実が、一番の懸念に思います意見書を付けて県にあげていく嘉麻市だけの問題というわけではなく、持続可能な未来にはつながっていかない。

議長 それでは、採決に際しまして申請について今後県が許可する際は、細かな審査をしながらそれを市町村まで報告をしていく会社の実態を踏まえた上で、県の許可の進達を市町村まで伝達地元や農業委員会が納得できるような分かるような内容報告を求めて、採決をとったらいかがでしょうか。

議長 それでは、採決に入ります。審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思います。ただし、条件といたしまして会社等のきちんとしたものを提出していきたいと。今後の太陽光に関しては県の全体的な考え方を含めて知らせていただきたいとお願いしたいと思います。

議長 ここで、推進委員の退出をお願いします。

議長 続きまして、議案第22号を議題といたします。

番号14番について〇〇〇〇〇が、「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第

11条の規定により、〇〇〇〇〇の退席をお願いします。

事務局 それでは、5ページをお願いいたします。
議案第22号 農用地利用集積計画（案）の決定について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。

令和4年6月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

(1) 新規8件 17筆 26,585㎡、更新19件 55筆 101,482㎡、
計27件 72筆 128,067㎡

事務局 本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。
それでは6ページから11ページをお願いいたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われませんがご審議
よろしくをお願いいたします。以上でございます

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
本案について、ご質問はございませんでしょうか。

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。

議長 ここで、〇〇〇〇〇の入室をお願いします。

続きまして、議案第23号議題といたします。

事務局 それでは、12ページをお願いいたします。
議案第23号 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
嘉麻市農業振興地域整備促進協議会条例第3条の規定に基づき委員を推薦する。
令和4年6月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員に前回は、山田委員、辻田前委員、嶋田委員、
日高前委員の4名を推薦しておりました。

今回の任期については令和6年7月31日までとなっておりますので新たに4名を推薦します。議案第24号につきましても推薦依頼となっておりますので説明終了後時間をとりますので推薦者を選出してください。

議長 続きまして、議案第24号を議題といたします。

事務局 それでは、15ページをお願いいたします。

議案第24号 嘉麻市農業再生協議会委員の推薦依頼について

嘉麻市農業再生協議会規約第5条の規定に基づき委員を推薦する。

令和4年6月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

嘉麻市農業再生協議会委員に前回は、山田地区 岡本前委員、稲築地区梶原前委員、碓井地区 嶋田委員、萩尾前委員、嘉穂地区 田中委員、浅田前委員、山口前委員の7名を推薦しておりました。

今回の任期につきましては令和7年6月30日までとなっておりますので、新たに7名を推薦します。

議長 本件について質問はございませんか？

それでは、10分程度時間をとりますので、各地区でお集まりいただき決まり次第ご報告をお願いいたします。

藤島委員 ここから3年ですか？残りが2年ですか？

議長 農業振興地域整備促進協議会委員の選任は各地区1名で、平成3年8月1日からの任期ですが、今年度農業委員・推進委員が入れ替わっておりますので3年の任期のうち、今年から残任期間2年ということですので再生協議会委員は任期がここから丸3年です
選任された委員はおりましたが、委員の入れ替わりに伴い新に選出する必要がありますのでここから新たな選出を行います

会場 【協議中】

議長 それでは再開したいと思います

議案第23号 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員は、

山田委員、添田委員、嶋田委員、縄田緑委員の4名を推薦することとします

議案第24号 嘉麻市農業再生協議会委員は、山田地区から山崎委員、稲築地区から井手委員、碓井地区から嶋田委員、中嶋委員、嘉穂地区から田子森委員、藤嶋委員、田中委員の7名を推薦することとします

議案第23号、24号につきまして賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって、嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員に山田委員、添田委員、嶋田委員、縄田緑委員の 4 名、嘉麻市農業再生協議会委員に山崎委員、井手委員、嶋田委員、中嶋委員、田子森委員、藤嶋委員、田中委員の 7 名といたします。

議 長 続きまして、議案第 25 号と議案第 26 号は関連がありますので一括して審議を行いたいと思います。

事 務 局 それでは、18 ページをお願いいたします。
議案第 25 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
標記の件について農業委員会の適正な業務実施に向けた具体的な取組の点検・評価として別紙のとおり審議に付する。
令和 4 年 6 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本案は、昨年度の実績を取りまとめ、活動に対する評価を行うものです。それでは 20 ページをお願いいたします。担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、中段 2 の令和 3 年度の目標及び実績につきましては、集積目標 859.3ha に対し、集積実績は、699.6ha となっております。活動に対する評価につきましては、遊休農地の耕作者の意向調査を行ったが、賃借可能な農地の掘り起こしや担い手への利用集積の調整にまでは至らなかったとしております。

続きまして、21 ページの新規参入者の状況でございますが、中段 2 の令和 3 年度の目標及び実績につきましては、参入目標 2 経営体に対し、参入実績 5 経営体となっております。活動に対する評価につきましては、新たな農業参入者への相談活動や支援体制を整えることができなかった。普及指導センターとの情報交換等も実施できなかったとしております。

続きまして、22 ページの遊休農地についてでございますが、中段 2 の令和 3 年度の目標及び実績につきましては、解消目標 10.1ha に対し解消実績 1.2ha となっております。活動に対する評価につきましては、農地パトロールを実施するものの、実態把握のみで解消に向けての取り組みはあまりできなかったとしております。

続きまして、23 ページの違反転用への対応についてでございますが、活動実績につきましては、違反転用防止の周知活動により違反転用を未然に防止できたとなっております。活動に対する評価につきましては、今後も農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的なパトロールにより違反転用の発生を防止したいとしております。

24 ページから 26 ページにつきましては、農業委員会の事務の実績状況となっております。ご確認をお願いいたします。

議案第 25 号につきましては以上でございます。

引き続き、議案第 26 号についてご説明いたします。

それでは、27 ページをお願いいたします。

議案第 26 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

標記の件について農業委員会の適正な業務実施に向けた具体的な活動計画として別紙のとおり審議に付する。

令和 4 年 6 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本案は、本年度より最適化活動の目標の設定等となっております。昨年度の実績を基に作成した今年度の目標及び活動計画です。29 ページをお願いいたします。担い手への農地の利用集積についてでございますが、集積目標 722ha、うち新規集積面積 22ha となっております。続きまして、遊休農地についてでございますが、解消目標 3ha となっております。8 月から 9 月にかけて農地パトロールを実施し、11 月に利用意向調査を行いたいと思います。30 ページをお願いいたします。新規参入の促進についてでございますが、参入目標数 2 経営体、参入目標面積 18.9ha となっております。違反転用への対応についてでございますが、活動計画につきましても、違反転用防止の周知活動と農地パトロールによる違反転用の早期発見により発生防止に努める。農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的なパトロールを実施するとしております。

本年度より議案審議前に農業会議への意見聴取を要しており、6 月 3 日付けで特に意見なしとの回答を得ております。

議案第 26 号につきましては以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。ご質問はございませんか？

添田委員 過去に農業委員であった際に、違反転用が出たことがありまして、その時に委員長にお願いして調査に来てもらったことがありますが、決定権もなくどうしようもなかった実例があります。これから先こういった事例が発生した場合にどのように対処したらよいのか分からないのですが。農業委員会はそのことに関して、決定権も罰則もないのでどうにも対処のしようがない。違反転用が過去にありましたので農業委員会としての罰則といったことはできないのですか？

事務局 今、添田委員さんからご意見ありました違反転用に対する対応でございますが。違反転用は現状復旧ということで元にもどしていただくということが基本です。ただし、その場所が農地転用の許可基準に沿って、許可できるところであれば県と相談の上、県が対応するのですが、やはり地元というところでまずはこちらで調査をして許可要件に合えば、始末書という対応になります。全ての書類をそろえてもらって、始末書をつけて通常の手続きをもう一度踏んでもらっ

て許可をとってもらふことになります
ただし許可ができない場合において現状にもどしてもらったという前例あります
そういったかたちでしか対応ができません。

添田委員 結局、そういった場合は押し問答で繰り返しになっているのではないか。
最終的には所有が撤回されているが、それまでに30年くらいかかっている案件もある。
そういった方ばかりではないが、県がいくら指導しても
口頭指導、文書指導してもその指導を受け入れない、20年ほどかかっているものの
強制執行できない。
15年も20年も解決しない状況もあるので
農業委員会に権限持たせてほしい。

議長 その他質問はございませんか

会場 【なしの声】

議長 それでは、議案第25号及び議案第26号については、それぞれ原案のとおり決定して
よろしいでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、議案第25号及び議案第26号につきましては、原案のとおり決定し、市の
ホームページに公表することにいたします。

続きまして、通知第6号を議題といたします。

事務局 それでは、31ページをお願いいたします。
通知第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
令和4年6月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は1件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております32
ページに報告書を添付しております。以上でございます。

本件は報告のみでございます

最後に、会議次第5番、その他に入らせていただきます。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 次回総会の日程について、7月8日（金）10：30～となっております。
閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副 会 長 | これにて、本日の農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

7 番委員

8 番委員
